

精神文化保全対策の考え方（基本方針）（案）

● 基本方針策定の目的

平取ダム建設予定地周辺のアイヌの文化的所産（とりわけ精神文化）に与える影響の軽減および代替案等の保全対策を具体化するための基本的な方針を策定することを目的とする。

● 精神文化のとらえ方

1. アイヌ文化に係る精神文化において、カムイノミ（神への祈り）の対象となる神々は、山・崖・川や湧き水、動物や植物、生活用具など幅広く、また狩猟や漁の前後の安全祈願や病気の際のまじない、あるいは村の安全祈願などの生活上“なんらかの形で恩恵を受けているものに対し、お礼の意味で神として祭って”いたとされている（アイヌ文化環境保全対策調査総括報告書）。
2. 先住民の地域社会における神聖な場所とは、宗教的、精神的に重要なものとして、先住民の習慣に従い維持されている場所、物、構造体、地域または天然の地勢等を指すことがある（アグウェー・グー・ガイドライン）。

生物多様性条約に基づき定められた、先住民に係わる開発行為の環境影響評価の実施に向けて基本的に留意すべき事項のこと。

3. したがって、本件において保全対策を検討するアイヌの人々の精神文化の対象は、その場所性や意味をふまえつつ、以下のように類型化してとらえることとする。

地形（山、崖、川）

生物（動物、植物）

伝説・儀礼

4. 信仰観に根ざした由緒ある場であるならば、その価値についての判断は、信仰主体のあり方に則して次のようないくつかの方途、検討段階を想定すべきであろう。まずは、個人に係わる問題として。次には、直接的な血縁・地縁を有する人たちの共同体に係わる問題として。さらには、多くのアイヌ民族の意見を代表する組織に係わる問題として。それぞれの当事者性に則して見解が問われるべきなのではないだろうか（総括報告書）。

● 基本理念

1. アイヌの人々の文化享有権を尊重することをふまえて、文化的伝統と慣習をもとにした精神文化について、アイヌの人々の想いを大切に、次世代への継承に努める。
2. アイヌの文化・環境・社会的な背景を考慮し、アイヌの人々の参加を含め、保全対策のプロセスを重視する。
3. 儀礼行為に関し、文化的プライバシーを尊重する。
4. アイヌ以外の人々の理解を深めることにも留意する。

● 基本方針

1. 精神文化に係る保全対象については、総括報告書による
2. 保全対象について、文化的価値等の考慮すべき事項を検討する。
3. 保全対象について、ダム事業の影響を把握する。
4. ダム事業の影響と文化的価値等をふまえ、保全対策を総合的に検討する。
5. 有形・無形にかかわらず、多様な保全対策の手法を考える。

● 保全対策検討の手法

1. 総括報告書をもとに、精神文化に係る保全対象を抽出し、類型化する。
2. 保全対象について、客観的価値（希少性、行きやすさ、現在の利用等）や主観的価値（思い入れ、活用意向等）等の考慮すべき事項について個別に検討を行う。
3. 流域図に精神文化に係る対象地を図示し、影響区分を整理する。
直接的にも間接的にも大きく変化のない対象地
水没や地形変化など損失が予想される対象地
4. 上記2・3.をふまえ、それぞれの保全対象について保全対策の総合的な検討を行う。
5. 多様な保全対策の中から、具体的な方策について絞り込みを行う。
（例）現状での保全、記録による保全、場所性を重視した保全、代替による保全 等

< 保全対策検討の流れ >

